

令和6年度愛媛県働き方改革包括支援プラザ運営事業 企画提案募集要領

この要領は、「令和6年度愛媛県働き方改革包括支援プラザ運営事業」を実施に必要な能力、知識、実績を有する者に委託することにより効果的・効率的に実施するため、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

なお、本募集は令和6年度愛媛県一般会計予算の成立及び国のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定を前提に行うものであり、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性があることに留意の上、御応募ください。

1. 事業の概要

- (1) 名 称
令和6年度愛媛県働き方改革包括支援プラザ運営事業
- (2) 内 容
別添「令和6年度愛媛県働き方改革包括支援プラザ運営事業企画提案要領」のとおり
- (3) 実施期間
契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託料上限額
8,001千円（消費税及び地方消費税額を含む）

2. 企画提案募集への参加資格

事業を適正に遂行する能力を有する者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県内に事業所（本社、支社又は営業所等）を有すること。
- (2) 法人格を有すること。（会社法人、公益法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 愛媛県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 企画提案書の提出期限日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 企業又は労働者に対して、働き方改革の推進に関する支援実績を有しているこ

と。

(11) 事業実施に必要な組織体制の確保が可能であること。

3. 企画提案手続

(1) 参加申し込み

参加を希望する者は、令和6年3月11日(月)午後5時15分までに参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。

なお、電子メールの件名は、「令和6年度愛媛県働き方改革包括支援プラザ運営事業企画提案参加申し込み」と記載し、送付後、到達を確認するため(4)の担当窓口まで電話すること。

(2) 質問の受付及び回答

企画提案募集に参加するに当たって質問がある場合は、令和6年3月11日(月)午後5時15分まで質問票(様式第2号)を電子メールで提出すること。

なお、電子メールの件名は、「令和6年度愛媛県働き方改革包括支援プラザ運営事業企画提案質問票」と記載し、送付後、到達を確認するため(4)の担当窓口まで電話すること。

質問に対する回答については、令和6年3月13日(水)までに、参加申込書の提出があった全ての者に、参加申込書に記載されたアドレス宛てに電子メールで回答するが、企画提案書の具体的記載内容や審査基準に関する質問のほか、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるものについては回答しない。

(3) 企画提案書

企画提案書は次により提出すること。

ア 企画提案書の構成

規格は原則A4版(様式任意)とし、次の事項を内容に含めること。

①事業内容

・成果目標

企画提案要領に示した成果目標値以上で、かつ、実施方法、実施体制及び実施スケジュール等から判断して現実的な数値を設定すること。

・実施方法

企業支援業務の概要にとどまらず、企業へのアプローチ方法、関係団体との連携方法など、本事業の効果的・効率的な実施を裏付ける材料を具体的に記載すること。

②事業の実施体制

法人の組織図及び人員体制(既存の資料で可)、本事業を担当する職員の体制(人数、指揮系統等)と業務の概要を記載すること。

③実施スケジュール

少なくとも四半期単位の具体的なスケジュールを組むこと。ただし、恒常的に行う業務については、重点実施期間を設ける等の場合を除き、記載不要とする。

④働き方改革の推進に関する支援実績

企業又は労働者に対する支援実績について、新しいものから最大5件記載すること。

⑤事業費(見積額) ※経費内訳書を添付すること

・企画提案書の事業内容に即した経費を全て計上すること。

- ・人件費については、適切な水準とすること。
- ・見積額は消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

イ 添付書類

企画提案書に次の書類を添付すること。

- ・法人の概要
- ・定款
- ・登記事項証明書
- ・直近の収支予算・決算書
- ・誓約書（様式第3号）
- ・パートナーシップ構築宣言書の写し（※宣言をしている場合）

ウ 提出部数

正本1部、副本3部

エ 提出期限 令和6年3月18日（月）午後5時15分（必着）

オ 提出場所 （4）の担当窓口

カ 提出方法 持参又は郵送

キ 応募書類の取扱い

- ①提出期限までに企画提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。
- ②本募集要領に示した参加資格を満たさない者及び虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ③提出期限後の書類の変更、差し替え、再提出は原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容確認のほか、審査に必要な場合は、県から追加資料の提出を求めることがある。
- ④提出された書類は理由を問わず返却しない。
- ⑤提案を取り下げる場合、また、企画提案書の提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合は、取下げ願い書（様式第4号）を提出するものとする。なお、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

（4）担当窓口

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課 働き方改革推進グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
TEL089-912-2502 FAX089-912-2508
E-mail rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

4. 審査

（1）審査方法

審査会において、（2）の審査基準により提出された企画提案書の審査・評価を行い、最優秀の提案を行った者を契約候補者として選定する。

ただし、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを実施することがある。なお、ヒアリングを実施する場合の日時・場所等については、別途応募者へ通知することとする。

（2）審査基準

ア 事業目的の理解

- ・事業目的を正しく理解し、目的に沿った的確な提案内容となっているか。

イ 事業実施能力

- ・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）等の労働関係法令に関し、十分な知識を有しているか。
 - ・事業実施に必要な組織体制、県からの照会・協議に円滑に対応できる体制の確保が可能か。
- ウ 事業の計画性
- ・実施体制やスケジュール等から設定された成果目標の着実な達成が見込めるか。
- エ 事業内容の効率性
- ・関係機関との連携など、効率的な事業展開となっているか。
 - ・県内企業に対する働き方改革の意識啓発や助言の効果を高めるための工夫がなされているか。
- オ 事業費の妥当性
- ・事業目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。
 - ・総事業費が必要最小限で見積もられているか。
- カ 事業実績
- ・類似事業の実績があり、事業が遂行できるノウハウを有するか。
- キ その他
- ・企画提案書の提出期限までにパートナーシップ構築宣言を行い、公式ポータルサイトで宣言を公表している者は加点措置を行う。
 パートナーシップ構築宣言公式ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/>

(3) 審査結果

審査結果は、審査対象となった応募者全員に書面で通知する。なお、審査結果に係る質問や異議申し立ては受け付けない。

5. 契 約

(1) 契約の締結

4 で選定された契約候補者と提出された企画提案書に沿って事業内容等の協議を行い、協議が整った場合に別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。また、この協議の際、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、協議が整わない場合は、次点となった者と協議を行うこととする。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 再委託の禁止

受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で県が必要と認めるときは、委託業務の一部を他者に委託することができるものとする。

6. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等企画提案応募に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案及び契約の手続並びに委託業務実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (3) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。
- (5) 委託業務における成果物に対する著作権は、県に帰属するものとする。また、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこと。